

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○肥料の登録	(農産園芸環境課)	一
○肥料の登録事項の変更	(同)	二
○肥料の登録の失効	(同)	二
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	二
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(三件)	(農村振興課)	五
○保安林の指定の解除(二件)	(森林整備課)	五
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	六
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	六
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	六
○道路の供用開始(三件)	(同)	七
○平成十七年宮城県告示第七百十七号(洪水予報を行う河川の指定)の一部改正	(河川課)	八
○平成十七年宮城県告示第千九百九十三号(浸水想定区域の指定)の一部改正	(同)	八
○洪水浸水想定区域の指定	(同)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	九
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	九

告 示

○宮城県告示第五百十七号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日 平成二十九年 四月二十五日	登録番号 (宮城県) 第六〇一号	肥料の種類 副産石灰肥料	肥料の名称 カキガラ副産石 灰	保証成分量(%)		窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	生産業者の氏名 又 は 名 称 誠信産業株式会社	生産業者の住所 岐阜県羽島市足近町南宿 一五六番地一	有効期限 平成三十五年 四月二十四日
---------------------------	------------------------	-----------------	-----------------------	----------	--	------	-------	------	-------	--	---	----------------------------------	--------------------------

○宮城県告示第五百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県) 第五六五号	肥料の種類 副産石灰肥料	肥料の名称 45肥料かきが ら石灰	生産業者の氏名又 は 住 所 株式会社オクト 栃木県栃木市沼和田町五番四一号	変更事項 生産する事業所の 名称及び住所並び に保管施設の追加	変更の内容 変更前 株式会社オクト宮城工場 宮城県登米市東和町錦織字土手外 一三八番地 宮城県宮城郡松島町北小泉字鴻ノ 巣四九番地七	変更後 株式会社オクト宮城工場 宮城県登米市東和町錦織字土手外 一三八番地 株式会社オクト松島工場 宮城県宮城郡松島町北小泉字鴻ノ 巣四九番地七	変更年月日 平成二十九年 三月一日
------------------------	-----------------	-------------------------	---	--	--	--	-------------------------

○宮城県告示第五百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日 平成二十九年 三月八日	登録番号 (宮城県) 第五四六号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 バイオノ有機P ER6・0	保証成分量(%)		窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	生産業者の氏名 又 は 名 称 大成農材株式会社	生産業者の住所 広島県広島市中区鉄砲町七番八号
平成二十九年 三月八日	第五四七号	混合有機質肥料	バイオノ有機P ER6・5	六・五	四・〇	二・五				含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号

○宮城県告示第五百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果

果を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年一月～平成二十九年二月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	保証票の検査 その他の検査	
副産石灰肥料	有限会社千葉肥料	45・0貝殻石灰稔1号	主成分AL	保証成分量不足 (TN)	立入年月日 平成二十九年 一月十九日
加工家さんふん肥料	伊達物産株式会社	ダテユーキベレット	主成分TN、TP、TK	ヒ素	立入年月日 平成二十九年 二月十四日
副産石灰肥料	グリーンプラン株式会社	天然かき殻石灰	主成分AL	ニッケル、クロム、チタン	立入年月日 平成二十九年 二月二十二日
消石灰	和賀仙人鉱山株式会社	くみあい68防散消石灰	主成分AL		立入年月日 平成二十九年 二月二十四日

(注) 一 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 主成分の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、AL：アルカリ分

○宮城県告示第五百二十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年一月～平成二十九年二月分

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果										備考
			(%)TN	(%)TP	(%)TK	(mgTC/kgu)	(mgTZ/kgn)	(mgTC/kgaO)	C/N	(%)水分	その他 の検査	立入年月日	
堆肥	伊東 恭一	堆肥	一・〇五	一・四九	二・〇六				一四・九	五一・五		平成二十九年 一月十八日	

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
有限会社狩野畜産	株式会社かどさファーム	株式会社TMR	グリーンプラン株式会社	伊達物産株式会社	みやぎ仙南農業協同組合	合資会社ばば農場	丹野均	有限会社蔵王あぐり	有限会社蔵王高原牧場	株式会社バイオテック	新国善彦	竹林工房	伊東恭一
グリーンパワー	たい肥	カルパワーソイル	パーク堆肥すくすく	ダテユーキ	JA有機肥料	牛ふんたい肥	牛糞たい肥	牛糞たい肥	牛糞たい肥	グリーンスパット	堆肥(牛)	+Samba Ace	堆肥
三・六一	一・八四	一・一三	〇・五七	二・二一	一・八九	〇・五七	〇・八〇	一・三〇	二・八八	一・七九	〇・三八	〇・四五	一・二〇
五・七三	四・四九	二・七〇	〇・七一	三・九四	三・三二	一・六四	二・七〇	二・六九	四・九二	三・五二	〇・三三	〇・四〇	一・八五
三・三九	三・七一	一・五一	〇・七〇	三・一一	一・八八	〇・六七	一・二七	二・二五	二・七一	二・九四	〇・五四	〇・六四	二・一七
三六二	一六六				四九・二								
八四一	五三三			五三三	二九四								
七・六	一〇・三	一七・八	二七・八	一一・六	一一・八	二三・〇	一八・四	一一・一	一一・九	一二・九	一四・九	六一・七	一三・七
二六・七	三二・一	一〇・九	六一・六	三七・一	四八・〇	六七・二	六二・四	五六・七	四八・一	三四・五	七九・三	四三・二	五〇・五
立入年月日 平成二十九年 二月二十四日	立入年月日 平成二十九年 二月二十二日	立入年月日 平成二十九年 二月二十二日	立入年月日 平成二十九年 二月二十二日	立入年月日 平成二十九年 二月十四日	立入年月日 平成二十九年 二月十四日	立入年月日 平成二十九年 二月十四日	立入年月日 平成二十九年 二月十三日	立入年月日 平成二十九年 二月十三日	立入年月日 平成二十九年 二月十三日	立入年月日 平成二十九年 二月十三日	立入年月日 平成二十九年 二月六日	立入年月日 平成二十九年 一月十九日	立入年月日 平成二十九年 一月十八日

二 分析値は、TCU及びTZnについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第五百二十二号

県営伊豆沼2工区地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年五月三十日から平成二十九年六月二十七日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び栗原市役所

○宮城県告示第五百二十三号

県営伊豆沼2工区地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業（排水対策特別型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年五月三十日から平成二十九年六月二十七日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び栗原市役所

○宮城県告示第五百二十四号

県営貝抜沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業（ため池整備工事（小規模）））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年五月三十日から平成二十九年六月二十七日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市横沼一六の二、一六の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月三十日

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五百二十七号
海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第三條第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第二百三十七号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指 定 区 域
	漁港名	地区 海岸名	
仙台湾沿岸	菖蒲田漁港	菖蒲田地区海	次に掲げるイ点からソ点までを順次結んだ直線及びイ点とソ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地一・二番地に設置した標
イ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	イ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ロ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ロ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ハ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ハ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ニ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ニ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ホ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ホ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ヘ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ヘ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ト点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ト点から一四二度〇〇分〇〇秒
チ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	チ点から一四二度〇〇分〇〇秒
リ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	リ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ヌ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ヌ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ワ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ワ点から一四二度〇〇分〇〇秒
カ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	カ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ク点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ク点から一四二度〇〇分〇〇秒
コ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	コ点から一四二度〇〇分〇〇秒
サ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	サ点から一四二度〇〇分〇〇秒
セ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	セ点から一四二度〇〇分〇〇秒
ソ点	八度三〇分三〇秒	一四二度〇〇分〇〇秒	ソ点から一四二度〇〇分〇〇秒

○宮城県告示第五百二十八号
海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第五條第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域

のうち漁港管理者の長である七ヶ浜町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名 地区 海岸名	
仙台湾沿岸	菖蒲田漁港 菖蒲田地区海岸	平成二十九年五月三十日宮城県告示第五百二十七号により海岸保全区域として指定した七ヶ浜町菖蒲田地区の菖蒲田漁港海岸保全区域のうち菖蒲田漁港区域に接する区域

○宮城県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前	後				
一八・〇〇	一八・〇〇	九・七〇	二五二・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
三五・七〇	三五・七〇	三三七・七	二五二・〇		
九・七〇	九・七〇	二五二・〇	二五二・〇		
二七二・七	二七二・七	二七二・七	二七二・七		

○宮城県告示第五百三十号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 本吉郡南三陸町戸倉字小涼七六番地先から 同郡同町戸倉字雷前二二番六地先まで	変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考	
	一三・〇〇	一三・〇〇	八九五・〇	八九五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	七〇・〇	七〇・〇	八九五・〇	八九五・〇		

○宮城県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬場只越線
- 三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市唐桑町只越二二番六地先から	変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考	
	五・〇〇	五・〇〇	七八三・〇	七八三・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	二六・〇〇	二六・〇〇	八六〇・〇	八六〇・〇		

同市唐桑町境六番一四地先まで

道路の種類 一般国道	路線名 三九八号	供用開始の区間 本吉郡南三陸町戸倉字沖田六〇番一地先から同郡同町戸倉字雷前二二番六地先まで	供用開始年月日 平成二十九年五月三十一日	後B	A
				八・〇〇	五・〇〇
				二五・〇〇	二六・〇〇

○宮城県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類 一般国道	路線名 三九八号	供用開始の区間 牡鹿郡女川町女川浜字大原四七六番二地先から同郡同町宮ヶ崎字宮ヶ崎一番二地先まで	供用開始年月日 平成二十九年六月一日	後B	A
				五・五〇	五・五〇
				五六・三〇	八六〇・〇〇

○宮城県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類 一般国道	路線名 三九八号	供用開始の区間 本吉郡南三陸町戸倉字沖田六〇番一地先から同郡同町戸倉字雷前二二番六地先まで	供用開始年月日 平成二十九年五月三十一日	後B	A
				八・〇〇	五・〇〇
				二五・〇〇	二六・〇〇

○宮城県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬場只越線	気仙沼市唐桑町只越二二一番六地先から同市唐桑町境六番一四地先まで	平成二十九年 六月十七日 午後三時

○宮城県告示第五百三十五号

平成十七年宮城県告示第七百十七号（洪水予報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第十条の二第一項の規定に基づき」を「第十条の二第一項の規定により」に、「指定し、同法第十条の四の規定に基づき、その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を宮城県土木部河川課、宮城県仙台土木事務所及び宮城県仙台東土木事務所に備え置き、縦覧に供する」を「指定する」に改める。

一 河川の名称

二級河川七北田川水系七北田川

二 河川の区間

左岸 仙台市泉区七北田字赤生津百三十番一地先（赤生津大橋）から海まで
右岸 仙台市泉区上谷刈字沼百四番一地先（赤生津大橋）から海まで

第二号の次に次の二号を加える。

三 基準地点

市名坂水位観測所

四 指定年月日

平成十七年六月七日

○宮城県告示第五百三十六号

平成十七年宮城県告示第九百九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二

十九年五月三十日から施行する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表白石川の項から荒川の項までを削り、同表広瀬川の項中「大臣管理区間境」を「大臣管理区間（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間をいう。以下同じ。）境」に改め、同表七北田川の項、梅田川の項、迫川の項から夏川の項まで及び旧迫川の項から二迫川の項までを削る。

○宮城県告示第五百三十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 水防法第十一条第一項の規定により指定した河川に係る洪水浸水想定区域等

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（以下「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
白石川	次の図面のとおり	平成二十九年五月三十日
迫川	〃	〃
七北田川	〃	〃

二 水防法第十三条第二項の規定により指定した河川に係る洪水浸水想定区域等

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
荒川	次の図面のとおり	平成二十九年五月三十日
斎川	〃	〃

梅田川	〃	〃
七北田川	〃	〃
芋埴川	〃	〃
二迫川	〃	〃
三迫川	〃	〃
夏川	〃	〃
瀬峰川	〃	〃
西川	〃	〃
大水門川	〃	〃
萱刈川	〃	〃
小山田川	〃	〃
旧迫川	〃	〃

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。
 ○宮城県告示第五百三十八号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 登米都市計画下水道
 - 2 名称 登米市公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十九年五月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 柴田郡川崎町大字支倉字仁田子一番一の一部、二番、二番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 刈田郡蔵王町大字円田字一戦場二十番地
 株式会社県南エコテック

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十九年五月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字東君ヶ岡三十二番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字東君ヶ岡十八番地
 伊藤 明美

宮城県知事 村 井 嘉 浩